

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20240130製局第1号
令和6年2月14日

一般社団法人日本ジュエリー協会
会長 殿

経済産業省製造産業局長

テロリスト等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から令和6年1月30日付け警察庁丙組組一発第22号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、「アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件」（令和6年1月30日付け外務省告示第29号）により、資産凍結措置等の対象となる者の一部が改正されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、引き続きテロリスト等と関連すると疑われる取引について犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に基づく各種義務の履行が徹底されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機密性 1

警察庁丙組組一発第 22 号
令和 6 年 1 月 30 日

金融庁総合政策局長
金融庁企画市場局長
金融庁監督局長
総務省情報流通行政局郵政行政部長
総務省総合通信基盤局長
法務省民事局長
財務省大臣官房総括審議官
財務省理財局長
財務省国際局長
厚生労働省雇用環境・均等局長
農林水産省大臣官房総括審議官
(新事業・食品産業)
農林水産省経営局長
経済産業省商務・サービス審議官
経済産業省製造産業局長
資源エネルギー庁次長
中小企業庁長官
国土交通省不動産・建設経済局長

殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長

テロリスト等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 183）

この度、別添のとおり「アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件」（令和 6 年 1 月 30 日付け外務省告示第 29 号）により資産凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

テロリスト等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られてきたところであるが、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、所管の特定事業者に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、引き続きテロリスト等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

して個人及び団体を定めた件がテロリスト等に対する資産凍結等の対象と

○外務省告示第二十九号

人及び団体を定めた件（平成十四年一月外務省告示第十号）の別表（令和
五年十二月外務省告示第四百六十八号により改正）に定められた措置の
対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

定（以下の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規
定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。
外務大臣 上川 陽子

改正後	改正前
<p>(別表) [1. ～ 50. 略] <u>【アメリカ合衆国が令和五年十月二十七日に指定した資産凍結対象者三団体】</u></p> <p><u>5 1. ザワヤ・グループ・フォー・デベロップメント・アンド・インベストメント・カンパニー・リミテッド</u> (別称：(a) ザワヤ・グループ・フォー・デベロップメント・アンド・インベストメント (b) ザワヤ・グループ・カンパニー (c) ザワヤ・グループ・フォー・デベロップメント・アンド・インベストメント・カンパニー (d) ザワヤ・グループ・フォー・デベロップメント・アンド・インベストメント・カンパニー) <u>ZAWAYA GROUP FOR DEVELOPMENT AND INVESTMENT CO., LTD.</u> <u>(a.k.a. : (a) ZAWAYA GROUP FOR DEVELOPMENT AND INVESTMENT (b) ZAWAYA GROUP CO (c) ZAWAYA GROUP FOR DEVELOPMENT AND INVESTMENT COMPANY (d) ZAWAYA GROUP FOR DEVELOPMENT AND INVESTMENT CO.)</u></p> <p><u>5 2. アル・ザワヤ・グループ・フォー・デベロップメント・アンド・インベストメント・ソシエダッド・リミターダ</u> <u>AL ZAWAYA GROUP FOR DEVELOPMENT AND INVESTMENT SOCIEDAD LIMITADA</u></p>	<p>(別表) [1. ～ 50. 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

53. ラリーコム・フォー・インベストメント・リミテッド
LARRYCOM FOR INVESTMENT LTD

[新設]

【アメリカ合衆国が令和五年十一月十四日に指定した資産凍結対象者一団体】

54. ナビール・シューマーン・アンド・カンパニー (別称: (a)
ナビール・シューマーン・アンド・カンパニー (b) ナビー
ル・シューマーン・アンド・パートナーズ・エクスチェンジ
・カンパニー (c) シューマーン・カレンシー・エクスチェ
ンジ (d) スーマーン・カレンシー・エクスチェンジ・エス
・アー・エール・エル (e) シューマーン・グループ)
NABIL CHOUMAN & CO (a. k. a. : (a) NABIL CHOUMAN AND CO
(b) NABIL SHOMAN AND PARTNERS EXCHANGE COMPANY (c)
SHUMAN CURRENCY EXCHANGE (d) SUMAN CURRENCY EXCHANGE
SARL (e) SHUMAN GROUP)

[新設]

【アメリカ合衆国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合
王国が令和五年十一月十四日に指定した資産凍結対象者一個人】

55. ナビール・ハーレド・ハリル・シューマーン (別称: (a) シ
ューマーン・ナビール・ハーレド・ハリール (b) シューマ
ーン・ナビール (c) シューマーン・ナビール)
Nabil Khaled Halil CHOUMAN (a. k. a. : (a) SHOMAN, NABIL
KHALED KHALIL (b) SHUMAN, NABIL (c) CHOUMAN, NABIL

[新設]

〕

生年月日：1954年9月1日

国籍：レバノン

【アメリカ合衆国が令和五年十一月十四日に、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が令和五年十二月十三日に指定した資産凍結対象者一個人】

56. ハーレド・シューマーン（別称：シューマーン・ハーレド・ハリール）

Khaled CHOUMAN (a. k. a. : SHOMAN, KHALED KHALIL)

生年月日：1987年4月2日

国籍：レバノン

[新設]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。